

知っていますか 固定資産税の減額制度



住宅のバリアフリー、省エネ、耐震改修工事を行ったときは、固定資産税の減額制度があります。
※減額を受けるためには、改修が完了した日から3カ月以内に申告する必要があります。

また、この減額制度は、家屋の固定資産税のみに適用されます。(都市計画税、土地の固定資産税は適用外)

詳しい減額制度の要件や申告の方法については、お問い合わせください。

減額制度の種類と要件

工事の種類	減額制度を受けるための要件			①減額される税額 ②期間 ③床面積
	工事の内容	金額	その他	
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ◇廊下の拡幅 ◇階段のこう配の緩和 ◇浴室改良 ◇便所改良 ◇手すりの設置 ◇屋内の段差の解消 ◇引き戸への取り替え ◇床の滑り止め化 	補助金などを除く工事費用の合計が50万円を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・新築された日から10年以上経過した住宅であること ・居住者が次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳以上の人 2 要介護または要支援の認定を受けている人 3 障がい者 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の3分の1 ②工事完了の翌年度1年間 ③100㎡まで
省エネ改修	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓の断熱工事 (必須) 2 床、天井、壁の断熱工事 (1と同時にやるもののみ) 3 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合させる工事 (必須) 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年1月1日以前から存在する住宅であること ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の3分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2) ②工事完了の翌年度1年間 ③120㎡まで
耐震改修	現行の耐震基準に適合させる工事 (例：コンクリートや鉄筋で基礎の幅を厚くするなど)	工事費用の合計が50万円を超えるもの	昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること	<ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の2分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2) ②工事完了の翌年度1年間* ③120㎡まで

平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅は、減額内容が異なる場合があるためお問い合わせください。

※工事した住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は2年間減額の対象になります。

●お問い合わせ先

市税課固定資産税担当 ☎(580) 1829